

# 香川県電子入札運用基準（物品等）

制定 平成17年 2月15日

改正 平成21年12月18日

改正 令和 2年 4月 1日

## 【趣旨】

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）は、入札（見積り合わせを含む。以下同じ。）に関する事項について、発注案件情報の公表、入札参加者への通知、入札書の提出、開札、落札者の決定、入札結果の公表等の一連の手続きをインターネットを利用して電子的に行うものです。

この運用基準は、法令、香川県会計規則その他関係諸規程に定めるもののほか、物品調達等（建設工事及び建設コンサルタント業務以外）の契約について、県が電子入札システムを使用して入札を執行（以下「電子入札」という。）する際に必要な事項について定めるものです。

## 【運用時間等】

電子入札システムの運用時間は、次のとおりとします。ただし、システムの保守、点検等のため、予告なしに運用の停止・中断を行うことがあります。

運 用 時 間
午前8時から午後10時まで

## 【利用登録】

初めて電子入札システムを利用する場合や、新たに電子証明書（ICカード等をいう。以下同じ。）を取得した場合には、利用者登録を行う必要があります。

## 【電子証明書】

- ① 電子入札システムに利用することができる電子証明書は、香川県に対し入札参加資格審査申請を行い、企業ID及びパスワードの交付を受けている企業（支社、支店等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支社、支店等）の代表者の名義の電子証明書に限ります。
- ② 電子証明書を紛失、失効、閉塞、破損した場合には入札に参加できませんので、予備の同一名義人の電子証明書を準備しておくことをお勧めします。
- ③ 入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めません。また、落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結を行いません。

## 【申請書類等の取扱い】

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加申請書」という。）は、電子入札システムにより入札参加者から参加申請書受付締切日時までに提出されたもののみを有効なものとして取り扱います。
- ② 入札参加申請書提出の際に添付を求める証明書類及び入札・契約保証金免除申請関係書類

(以下「申請添付書類」という。)は、原則として、次の内容を記載した電子ファイルを電子入札システムにより入札参加申請書に添付した上で、指定された提出場所に申請添付書類を持参してください。

(1) 持参する書類の目録

(2) 持参予定年月日

③ 入札金額積算内訳書(以下「積算内訳書」という。)は、電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札書に添付する方法により提出してください。

④ 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じてください。

ウィルス対策用アプリケーションソフトの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、積算内訳書等を提出する前に必ずウィルス感染チェックを行ってください。

万一、提出された積算内訳書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、ウィルス感染している旨を関係先に電話等の方法で連絡してください。

#### 【入札】

① 入札書提出締切時刻は、原則として、**入札書提出締切日の午後5時**としますので、別の時刻設定がない限り、同時刻までに入札を済ませてください。

② 開札予定日は、原則として、**入札書提出締切日の翌日**(香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という)に当たる場合は、その翌日)とします。

③ 積算内訳書の提出を求める場合における積算内訳書開封予定日時は、開札予定日において、内容確認に要する時間を勘案して、開札予定日時前に設定します。

④ その他の期間等の日時設定については、従来の紙による入札(以下「紙入札」という。)における運用に準じて設定します。

#### 【紙入札】

① 電子入札を行う旨を決定した案件(以下「電子入札案件」という。)は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される案件を除き、原則として紙入札を認めません。

ただし、企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード等の再取得の途中であつてやむを得ないと判断した場合に限り、紙入札を認めます。

② 電子入札手続の開始後、入札参加者から、①の但書きの理由により紙入札への変更を求められた場合には、電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと判断した場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めます。

③ 契約担当者は、②の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、以後は電子入札に係る作業を行なわないよう指示するものとします。ただし、既に電子入札システムで送受信済みの書類は有効なものとして扱います。

#### 【登録案件の変更】

① 登録した案件について県の錯誤等があり入札手続を継続できない場合は、その案件を中止し、新規案件として登録し、再度、公告、入札執行通知等を行います。

この場合には、電子入札システムにより、手続を中止した旨を通知するとともに、既に申請書等を提出している入札参加者に対しては、電話等の方法による連絡も行います。

- ② 発注者が、特段の事情により入札手続が継続できないと判断した場合は、入札を中止し、又は紙入札への変更をします。

この場合には、電子入札システムにより、入札手続を中止した旨を通知します。

#### 【入札辞退】

- ① 入札書の提出前であれば、電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、入札を辞退することができます。
- ② 入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなします。
- ③ 入札書の提出後は、原則として入札辞退は認められません。ただし、開札までの間に電子入札システムにより辞退申請書を提出し、辞退の理由が真にやむを得ないと契約当事者が承認した場合は、辞退ができます。

#### 【開札】

- ① 開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行います。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、入札執行責任者の開札宣言後、紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札による入札書の開札を行います。
- ② 電子入札案件については、原則として、入札者の立会いは行わないものとします。ただし、紙入札による参加者がいる場合において、立会いを希望するときは、立会いを認めます。
- ③ 開札予定日時から落札決定通知書、再入札通知書等の発行までに著しく時間を要する場合には、必要に応じ、入札参加者に対し、電子入札システムにより情報提供を行います。
- ④ 開札の延期又は中止をする場合には、入札参加者に対し、電子入札システムにより開札を延期し、又は中止する旨を通知します。
- ⑤ 開札を行った場合は、速やかに結果を入札参加者に通知します。また、入札結果については、インターネットにより公表します。

#### 【電子くじ】

- ① 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじの方法により落札者を決定します。
- ② 入札参加者は入札時に3桁の「くじ申込番号」を入力するものとし、電子くじを実施する場合は、「くじ申込番号」を基に電子入札システムにより決定される「くじ番号」によって落札者を決定します。
- ③ 紙入札方式による入札参加者の「くじ申込番号」は「000」とします。また、入札時に「くじ申込番号」の入力がなかった場合も「000」と入力されたものとみなして、電子入札システムが「くじ番号」を決定します。

#### 【再度入札】

- ① 再度入札（再度見積りを含む。以下同じ。）を行う場合は、原則として、**1回目の開札の日の翌日**（翌日が休日の場合は、その次の開庁日）に開札を行います。
- ② 再度入札の受付は、原則として、1回目の開札の当日及び翌日（翌日が休日の場合は、その次の開庁日）の午前10時までとします。

## 【障害時の取扱い】

- ① 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告が、入札書提出締切日時の24時間前までにあった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査・確認を行うものとします。  
調査・確認の結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ、次の各号のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延期）を行います。ただし、電子証明書の紛失・破損、パソコンの不具合等の入札参加者の責任による障害であると認められる場合は、時刻の変更（延期）は行いません。
  - (1) 天災
  - (2) 広域・地域的停電
  - (3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害
  - (4) その他時間延長が妥当であると認められた場合
- ② 電子入札システム又は香川県側のシステム等に障害が発生し、電子入札ができない場合には、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行います。この場合には、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行います。
- ③ ①、②による変更日時を直ちに決定できない場合においては、変更後の日時未記載のまま変更通知書を送信します（送信できない場合は、電話等の方法で対応します。）。この場合においては、正式な開札日時が決定し次第、再度変更通知書を送信します（送信できない場合は、電話等の方法で対応します。）。
- ④ 電子入札システムが利用できない場合において、必要があるときは、紙入札に切り換えますが、そのときは電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行います。

### 附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

### 附則

この基準は、平成22年1月4日から施行する。

### 附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。